

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

詳細は別紙「公示説明書（簡易公募型プロポーザル方式）」を参照すること。

1. 公告日	令和7年12月24日(水)	
2. 契約職	西日本本部長 細川 恒	
3. 業務概要等		
(1) 公告No.	西 7-213	
(2) 業務名	令和7年度沖縄県中部流域下水道新コザ幹線実施設計業務委託	
(3) 業務地名	沖縄県中頭郡北谷町地内	
(4) 業務内容	実施設計（新設）	
① 施設名	新コザ幹線（開削工法 内径：Φ450～1000mm 延長：211m）	
② 公募範囲	基本設計	一式
	詳細設計	一式
	地質調査	一式
	地形測量	一式
	ただし、公募範囲は予定であり、変更されることがある。	
③ 今回対象	基本設計	一式
(5) 履行期間		
(公募範囲)	令和7年度～令和8年度（予定）	
(今回対象)	契約締結日の翌日から	約8箇月間
(6) 必要職種		
(公募範囲)	土木	
(今回対象)	土木	
主な担当技術者	土木	
4. 参加資格		
(1) 指名停止	九州区域	沖縄県
(2) 同種業務の実績		
① 業務内容	下水道管渠に係る実施設計	
② 規模	内径 1,000 mm 以上	
	ただし、令和6年度の成績優良者については、	
	内径 667 mm 以上と読み替える優遇措置を行う。	
5. 担当部局		
〒541-0056	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪御堂筋ビル6階	
	日本下水道事業団 近畿総合事務所 契約課	
	TEL 06-7661-1223 FAX 06-7661-1234	

6. 参加申請	
(1) 参加表明書及び技術提案書の提出期間	<p>令和7年12月24日(水) から 令和8年1月14日(水) までの 10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。 (ただし、令和7年12月29日(月)から令和8年1月2日(金)までを除く。)</p>
(2) 提出場所	5. に同じ
(3) 提出方法	持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ファックスによるものは受け付けない。郵送等の場合は、提出期間中に必着のこと。ただし郵送等の場合に限り、提出期限日の前日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日）までの消印のものは有効とする。）
(4) 参加表明書及び技術提案書は、日本下水道事業団ホームページよりダウンロードして作成すること。 日本下水道事業団ホームページ>入札・契約・申請手続>様式・契約書ダウンロード>入札契約関係図書（建設コンサルタント等業務）>競争参加申請時に提出する様式 https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-A.html	
7. 見積に必要な図面等の交付	
(1) 担当部局	5. に同じ ただし、システム操作に関する問い合わせ先は、電子入札総合ヘルプデスク（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。） 電話番号 0570-021-777
(2) 期 間	令和7年12月24日(水) から 令和8年1月14日(水) 16時00分まで。 (土曜日、日曜日及び祝日を除く、6時00分から23時00分まで。)
(3) 交付方法	入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。URLは下記のとおり。 ただし、入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。 https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0062006000600 パスワード 入札情報公開システムに記載のとおり
(4) 関連情報を入手するための照会窓口	5. に同じ
8. 公示文および公示説明書に対する質問	
(1) この公示文（公示説明書）に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書を提出すること。	
① 提出期間	令和7年12月25日(木) から 令和8年1月9日(金) 16時00分まで。 (土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日(月)から令和8年1月2日(金)までを除く。) 持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日(月)から令和8年1月2日(金)までを除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。
② 提出方法	原則として電子メールで提出すること（押印不要）。送信する際の件名は質問書であることその他、業務委託名・会社名を記入すること。 例) 件名：【質問書】〇〇市実施設計業務委託（◇◇コンサルタント（株））
③ 提出場所	送付先メールアドレス： jskinki-keiyaku@jswa.go.jp ※上記アドレスは質問書提出以外のメールは受け付けない。 持参又は郵送等の場合は上記5に同じ。

	④ 提出様式	日本下水道事業団ホームページよりダウンロードして作成すること。 日本下水道事業団ホームページ>入札・契約・申請手続>様式・契約書ダウンロード>入札契約関係図書（建設コンサルタント等業務）>質問（回答）書 https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-A.html	
	(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。		
	① 期 間	令和7年12月25日(木) から 令和8年1月14日(水) まで。	
	② 場 所	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪御堂筋ビル6階 日本下水道事業団 近畿総合事務所 掲示板	
9.	手続における交渉の有無	無	
10.	契約書作成の可否等	契約書案により、契約書を作成するものとする。	
11.	支払条件	前払金 有	業務委託料の 30 %以内
12.	火災保険付保の可否	否	
13.	今回対象業務に直接関連する他の業務の契約（以下「関連契約」という。）を今回対象業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	有	
14.	その他		
	(1) 談合等不正行為があった場合の違約金等条項の有無	有	
	① 損害賠償金の率	10.00	%
	② 遅延利息の率	2.50	%

公示説明書（簡易公募型プロポーザル方式）

1. 参加資格（技術提案書の提出者に要求される資格要件）

次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。

- | | |
|-----|--|
| (1) | 建設コンサルタント等の選定等に関する達（平成6年達第8号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。 |
| (2) | 日本下水道事業団における令和7・8年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。 |
| (3) | 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。 |
| (4) | 競争参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。 |
| (5) | 同種業務の実績
過去5年間に、本委託業務で求める同種業務の実績を有すること。なお、配置予定の管理技術者が管理技術者として同様の同種業務の実績を有する場合は、この実績を有する者とみなす。 |
| (6) | 保有する技術職員の状況
次のいずれにも該当しないこと。 |
| | ① 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とするもの）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－下水道」とするもの）に限る。以下同じ。）の資格を有する者がいない場合。 |
| | ② 本委託業務で求める必要職種（公募範囲の欄）ごとに、以下の要件を満たす技術者を1人以上保有していない場合。 |
| | ア 以下①及び②の要件を満たす者。 |
| | ① 7年以上の実務経験（下水道実施設計・計画設計等下水道業務全般の実務経験をいう。以下同じ。）を有する。 |
| | ② 過去3年間に3箇所以上の本委託業務で求める同種業務に関する実績を有する。（但し、規模は不問とする。） |
| | イ 建築の職種にあっては、前項アのほかに一級建築士の資格を有する。 |
| (7) | 当該業務の実施体制
次のいずれにも該当しないこと。 |
| | ① 以下の要件をすべて満たす管理技術者を配置できない場合。 |
| | ア ①又は②のいずれかの資格を有する者。 |
| | ① 技術士 |
| | ② RCCM（専門技術部門：下水道） |
| | イ 過去5年間に管理技術者又は担当技術者として本委託業務で求める同種業務の実績を有する。（但し、規模は不問とする。） |
| | ウ 手持ち業務（契約金額 1,000万円以上 の業務に限る。以下同じ。）が10件以下である。 |
| | エ 令和6年度に管理技術者として従事し完了した業務の業務成績で60点未満のものがないこと。 |
| | ② 本委託業務で求める必要職種（今回対象の欄）ごとに、別表に示した要件をすべて満たす担当技術者を配置できない場合。（但し、今回対象が無い場合には、公募範囲の欄に記載された職種とすること。） |

- ③ 本委託業務で求める必要職種（今回対象の欄）ごとに、以下の要件を満たす照査技術者を配置できない場合。（但し、今回対象が無い場合には、公募範囲の欄に記載された職種とすること。）

ア 職種が土木、機械及び電気の場合

①又は②の要件を満たす者。

① 技術士の資格を有する。

② 管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の実務経験を有する。

イ 職種が建築の場合

①及び②の要件を満たす者。

① 一級建築士の資格を有する。

② 建築職として、管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として1.5年以上の実務経験を有する。

- (8) 配置予定技術者の審査対象期間について

配置予定技術者が産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合の審査対象期間については、2.(1)に記載の様式ダウンロードページ内の「参加表明書（別紙様式第3）記載上の留意事項」II5⑤に記載のとおりとする。

2. 参加表明書および技術提案書の様式及び記載上の留意事項

- (1) 参加表明書および技術提案書は、日本下水道事業団ホームページよりダウンロードして作成すること。

日本下水道事業団ホームページ>入札・契約・申請手続>様式・契約書ダウンロード>入札契約関係図書（建設コンサルタント等業務）>建設コンサルタント等業務の競争参加に係る様式

https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-A.html

- (2) 参加表明書は、上記様式ダウンロードページ掲載の「参加表明書（別紙様式第3）記載上の留意事項」に従い作成すること。

確認資料の右上に業務名と会社名を記載すること。

業務名は「沖縄県実施設計」とすること。

- (3) 技術提案書は、上記様式ダウンロードページ掲載の「技術提案書（別紙様式第4）記載上の留意事項」に従い作成すること。

技術資料の右上に業務名を記載すること。（※会社名は記入しない） **業務名は「沖縄県実施設計」とすること。**

- (4) 技術提案書における管理技術者の継続教育学習（CPD）の評価は、建設系CPD協議会に加盟する団体のうち、推奨取得単位数を設定している団体の学習実績に対し評価点を与え、団体によって年間又は数年間の推奨単位を設定している場合は、そのいずれかが満足していれば評価する。なお、CPD単位の取得期間の最終日は、本業務の技術資料提出期限から過去1年以内のものを有効とし、その事項が証明されている「証明書」を提出すること。証明書の発行日は、本業務の技術資料提出期限から過去1年以内のものを有効とする。

- (5) 技術提案書を提出する者が、他の者の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記するものとする。

- (6) プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。求めた事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

3. 参加表明書及び技術提案書の提出等

- (1) 提出期間

公示文「6（1）」に同じ。

- (2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ファックスによるものは受け付けない。郵送等の場合は、提出期間中に必着のこと。ただし郵送等の場合に限り、提出期限日の前日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日）までの消印のものは有効とする。）

- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

<p>(4) 提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。</p>
<p>(5) 提出された参加表明書及び技術提案書は、本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。</p>
<p>(6) 参加表明書及び技術提案書に関する問い合わせ先 公示文「5」に同じ。</p>
<p>4. 技術提案書の特定のための評価基準</p>
<p>(1) 技術職員の経験及び能力</p>
<p>① 配置予定の管理技術者及び主な担当技術者の資格 ② 過去5年間の同種業務経験 ③ 契約金額1,000万円以上の手持ち件数 ④ 過去2年間の業務成績 ⑤ その他評価すべき事項（表彰） ⑥ 配置予定の管理技術者の継続教育（CPD）</p>
<p>(2) 業務実施方針及び手法</p>
<p>① 業務内容の理解度 ② 業務実施方針の妥当性 ③ 提案の的確性・独創性・実現性 ④ 工程計画及び動員計画の妥当性</p>
<p>(3) 技術提案書の実施方針案について配置予定管理技術者からのヒアリング（必要な場合のみ）</p>
<p>(4) 評価項目、評価基準及び配点は、別紙「参加表明書審査表」及び「技術提案書審査表」とおりとする。</p>
<p>(5) 技術提案書の業務実施方針及び手法において、いずれかの項目が評価C（劣る）の評価となった場合は特定しない。</p>
<p>5. 技術提案書の提出者（ヒアリング対象者）を選定するための評価基準</p>
<p>(1) 評価項目、評価基準及び配点は、別紙「参加表明書審査表」とおりとする。</p>
<p>(2) 技術提案書の業務実施方針及び手法において、いずれかの項目が評価C（劣る）の評価となった場合は選定しない。</p>
<p>6. 見積</p>
<p>(1) 参加表明書等を提出した者のうち、評価の合計点が最上位である者を1者見積の相手方として特定する。見積の相手方に特定された者に対し、見積を依頼する。見積の日時及び場所については、別途見積依頼書により通知する。また、見積方法等については以下のとおりとする。</p>
<p>(2) 見積書は持参すること。郵送又は電送による見積は認めない。</p>
<p>(3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。</p>
<p>(4) 見積者は、日本下水道事業団随意契約見積心得及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団随意契約見積心得を遵守すること。</p>
<p>(5) 本業務に引き続き随意契約がある場合の予定価格の積算については、今回見積の落札率が考慮される。</p>
<p>7. 非特定および非選定理由の説明</p>
<p>(1) 参加表明書等を提出した者のうち、見積の相手方として特定されなかった者に対しては特定されなかった旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を、ヒアリング対象者として選定されなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。</p>
<p>(2) 通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、契約職に対して、非特定理由もしくは非選定理由についての説明を求めることができる。書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファックスによるものは受け付けない。</p>

<p>(3) 契約職は、書面により非特定理由もしくは非選定理由の説明を求めた者に対して、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。</p>
<p>(4) 本手続における技術提案書の提出者の選定、技術提案書の特定、その他の手続に不服がある者は、契約職に対して苦情申立てを行うことができる。</p>
<p>8. 契約保証金</p> <p>納付（保証金取扱店 みずほ銀行新橋支店）。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>
<p>9. 当該業務は、今後、日本下水道事業団が公告・公示する案件において管理技術者及び主な担当技術者（主な担当技術者は公示するプロポーザル方式案件の技術提案書の評価において）の手持ち業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が1,000万円未満の場合は、この限りではない。</p>
<p>10. その他</p>
<p>(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p>
<p>(2) 見積者は、日本下水道事業団随意契約見積心得及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団随意契約見積心得を遵守すること。</p>
<p>(3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、その者に対して指名停止を行うことがある。</p>
<p>(4) 本業務に係る公募範囲（予定）の対象業務については、原則として本業務で配置予定の管理技術者、担当技術者（暫定担当技術者であるものを含む。）及び照査技術者を変更できない。</p> <p>ただし、当該配置予定管理技術者の本業務における成績評定点が60点未満である場合は、当該配置予定管理技術者を本業務に引き続き公募範囲(予定)対象業務の管理技術者としてすることができない。</p>
<p>(5) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は、認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された配置予定の技術者は、変更することができない。</p> <p>管理技術者、担当技術者及び照査技術者（以下、「配置技術者」という。）については、当該配置技術者の病休、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ない場合を除き変更することができない。なお、配置技術者を変更する場合は、入札説明書に掲げる要件を満たし、かつ、変更前の配置技術者と同等以上の技術者を配置しなければならない。（公示の範囲における随意契約についても同様とする。）</p>
<p>(6) 担当技術者（暫定担当技術者であるものを含む。）の補助者として副担当者を配置することができる。</p> <p>副担当者の資格要件は、別紙に示す。</p>
<p>(7) 見積書の提出にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。</p>
<p>(8) 本業務に引き続き随意契約がある場合の予定価格の積算については、今回見積の落札率が考慮される。</p>
<p>(9) 競争参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に公示文（公示説明書）に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「指名停止措置についての通知書」を提出すること（地方公共団体名の表記が無い場合は提出不要）。</p>